

第 4 編

經 營 審 査 会 関 係

第4編 目次

1	市町村特別融資制度推進会議	4-1-1
2	市町村農業金融運営協議会	4-2-1
3	農業制度資金における所管等について	4-3-1
4	審査上の留意点	4-4-1

1 市町村特別融資制度推進会議

令和5年6月版

1 特別融資制度推進会議設置要綱の制定について

13経営第2931号
平成13年9月12日

鹿児島県知事 殿

農林水産事務次官

特別融資制度推進会議設置要綱の制定について

今般、地域農業振興のための特別の融資制度であって関係機関が一括して処理することが適切と認められるものを迅速かつ的確に処理することとして、従来から市町村が事務局となって市町村段階に特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）を運営するようお願いしてきたところであるが、地方分権の観点から、この事務局については推進会議の構成機関で話し合い、合意した機関に事務局を行っていただくこととした。

については、新たに別紙のとおり特別融資制度推進会議設置要綱が定められたので、御了知の上、本会議の適正かつ円滑な運営につき御配慮をお願いします。

なお、新たな推進会議の仕組みに円滑に移行できるよう貴県内の市町村に対し、推進会議の設置及び事務局の決定のための会議の招集その他の手続きについての御指導をお願いします。

また、貴県管内の市町村、農業委員会及び農業協同組合には、貴職から通知されるようお願いする。

以上、命により通知する。

特別融資制度推進会議設置要綱

平成13年9月12日	13経営第2931号	農林水産事務次官依命通知
改正平成14年7月1日	14経営第1739号	
平成16年10月1日	16経営第3086号	
平成17年4月20日	16経営第8952号	
平成19年3月30日	18経営第7834号	
平成20年4月16日	20経営第40号	
平成20年10月1日	20経営第3733号	
平成20年10月16日	20経営第4074号	
平成20年12月1日	20経営第4932号	
平成21年5月29日	21経営第993号	
平成23年4月1日	22経営第7266号	
平成24年4月6日	23経営第3564号	
平成25年4月1日	24経営第3665号	
平成25年5月16日	25経営第384号	
平成26年4月1日	25経営第3636号	
平成27年4月1日	26経営第3306号	
平成28年4月1日	27経営第3274号	
平成29年10月17日	29経営第1629号	
平成31年4月1日	30経営第3219号	
令和元年7月2日	元経営第532号	
令和2年3月30日	元経営第3032号	
令和4年3月31日	3経営第3158号	
令和4年5月27日	4経営第506号	
令和5年3月31日	4経営第3074号	

第1 特別融資制度推進会議の設置

地域農業振興のための特別の融資制度であって、関係機関が一括して融資・保証審査等の事務を処理することが適切と認められるもの（以下「特別融資制度」という。）を迅速かつ的確に運営するため、原則として、市町村段階に特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）を設置するよう願います。

第2 構成

推進会議は、市町村、農業委員会、農業協同組合、都道府県（普及指導センターを含む。以下同じ。）、都道府県信用農業協同組合連合会、農林中央金庫、株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫。以下同じ。）、都道府県農業信用基金協会、農業経営・就農支援センター（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第11条の11に規定する農業経営・就農支援センターをいう。以下同じ。）その他の特別融資制度の迅速かつ的確な運営のため必要な関係機関により構成することが望ましい。

第3 運営

- 1 推進会議の対象となる特別融資制度は、別途通知で推進会議に諮るものとして定める融資制度のほか、必要に応じ、推進会議が指定することができるものとする。

- 2 推進会議の運営は、第2の構成機関における話し合いにより合意した機関が事務局となつて行うことが望ましい。
- 3 本制度の効率的な実施のため、推進会議の運営は、(1)の方法により行うことが望ましく、(2)の方法により審議を行うのは、慎重な審議が必要な場合に限ることが望ましい。
 - (1) 推進会議が、対象とする資金の貸付けの認定等に関する事務を融資機関（借入申込案件が農業信用基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあっては、融資機関及び農業信用基金協会。以下同じ。）に委任するものとする。
 - (2) 推進会議は、以下の方法により審査するものとする。
 - ア 事務局は、極力案件ごとに融資機関への文書持回り方式により処理を行うこと。
 - イ 事務局は、当該借入希望者に対し利子助成等を行う都道府県及び市町村(以下「助成地方公共団体」という。)その他直接関係を有する構成機関に対して、個々の機関へ迅速に文書（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を送付すること。
 - ウ 推進会議が、会議方式により、借入希望者の営農計画に関する審査を行うのは、地域農業振興の観点から助成地方公共団体が要請を行った場合又は青年等の就農促進の観点から構成機関が農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知。以下「経営改善基本要綱」という。）第3の1の(2)の指導農業士（これに類するものを含む。）等による意見書及び第3の1の(5)の都道府県による確認書又は第3の1の(5)の都道府県による意見書（以下単に「意見書」という。）の内容について特に慎重な審査を要すると判断して要請を行った場合若しくは意見書が付されなかった場合に限ること。会議においては、融資審査を行った融資機関が経営改善資金計画等のうち営農計画に関する事項の説明を行うことにより、速やかな事務処理に努めること。また、会議には借入希望者も出席させることができるが、説明を求める際には過大な負担感が抱かれることのないよう十分配慮すること。

なお、会議の開催に当たって、事務局は、審査の合理化を図るため、関係機関と調整して、同一日に複数地域の会議を行うなど、効率的に開催すること。
- 4 3の「慎重な審議が必要な場合」とは、次の(1)及び(2)に掲げる場合をいう。
 - (1) 必要とする借入額が3億円（法人にあっては10億円）を超える場合（ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。）
 - ア 災害復旧等迅速な資金の貸付けが必要と認められる場合
 - イ 次に掲げる人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体として位置づけられた農業者（当該人・農地プランに地域の中心となる経営

体として位置づけられることが確実であることの証明を市町村から受けた交付対象者を含む。)が借り入れる場合

(ア) 実質化された人・農地プラン(農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものをいう。)

(イ) 人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱の一部改正について(平成31年4月1日付け30経営第3190号農林水産事務次官依命通知)による改正前の同実施要綱第2に定める人・農地プラン

ウ 基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図(同条第3項に規定する地図をいう。)に位置付けられた者(認定農業者(同法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。)、認定新規就農者(同法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。)、集落営農組織(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。)、市町村基本構想(基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。)に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいう。)及び地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者(10年後の農業経営の継続意向(経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等)及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話し合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出し、かつ、生産の効率化等に取り組む旨の証明を受けたものに限る。)が借り入れる場合

(2) 認定新規就農者を対象とする資金の貸付けにあつては、次に掲げる場合

ア 必要とする青年等就農資金(青年等就農資金基本要綱(平成26年4月1日付け25経営第3702号農林水産事務次官依命通知)第3に定める資金をいう。)の借入額が3,700万円を超える場合

イ 意見書が付されなかった場合又は付された意見書の内容が計画達成の見込みに疑義があるとするものである場合

5 3の(1)で委任を受けた融資機関が認定等を行った場合には、当該融資機関は、事務局に対し、速やかに、認定等を行った借入希望者の氏名、住所等を報告する。

6 5の報告を受けた事務局は、速やかに、次に掲げる機関ごとに、それぞれ次に掲げる事項を通知するものとする。

(1) 助成地方公共団体 助成地方公共団体が定めた利子助成等を行うのに必要な事項

(2) その他の機関 推進会議が特に営農技術指導が必要であると認めた場合における当該営農技術指導を行う上で必要な事項等

7 広域認定(基盤強化法第13条の2の規定に基づき、都道府県の知事又は農林水産大臣が行う農業経営改善計画の認定をいう。以下同じ。)が行われた場合は、広域認定に係る関係市町村(農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知)第5の4(1)の①に規定する関係市町村をいう。以下同じ。)のうち、(1)に定める市町村に設置された推進会議において、対象とする資金の貸付けの認定等を諮ることが望ましい。

ただし、推進会議の認定等を受けようとする資金の貸付けの使途に、広域認定に係る関係市町村を所在地とする農用地又は農業生産施設の取得等を含

む場合にあつては、(2)に定める市町村に設置された推進会議において、対象とする資金の貸付けの認定等を諮ることが望ましい。

- (1) 借入希望者が主たる農業経営を行っている市町村
 - (2) 推進会議の認定等を受けようとする資金の貸付けの使途に農用地又は農業生産施設の取得等が含まれる対象事業地がある市町村（当該対象事業地が複数市町村にある場合は、主たる対象事業地がある市町村）
- 8 融資機関等は、推進会議での認定に際し、農業経営改善計画（基盤強化法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の5の認定に係る経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)第3条第1項の認定に係る果樹園経営計画を含む。)をいう。)及び青年等就農計画（基盤強化法第14条の4第1項の認定に係る青年等就農計画をいう。）の認定申請及び担保・保証人の設定確保等債権保全も含めた審査を同時併行的に実施し、迅速化と簡素化に十分留意することが望ましい。
- 9 推進会議の各構成機関（機関の役職員を含む。）は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、審査に関して知り得た借入希望者の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要綱において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする（具体的には、経営改善基本要綱等に定める「個人情報の取扱いに関する同意書」における借入希望者の同意内容を遵守し、同意を得ていない「提供先」への情報の提供や「情報の種類」を提供することがないように留意する。）。

第4 その他

第3の2により推進会議の運営の事務局となった機関においては、別紙要領例に準じて「推進会議設置要領」を定めるようお願いする。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 特別融資制度推進会議設置要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行前に旧要綱に基づいて設置された特別融資制度推進会議(旧要綱第5の2の規定により旧要綱第4に基づいて設置された特別融資制度推進会議とみなされたものを含む。)は、この要綱により設置された推進会議とみなす。

附 則（平成23年4月1日22経営第7266号）
この通知は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月6日23経営第3564号）
この通知は、平成24年4月6日から施行する。

附 則（平成25年4月1日24経営第3665号）
この通知は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月16日25経営第384号）
この通知は、平成25年5月16日から施行する。

附 則（平成26年4月1日25経営第3636号）
この通知は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日25経営第3306号）
この通知は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日27経営第3274号）
この通知は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月17日29経営第1629号）
この通知は、平成29年10月17日から施行する。

附 則（平成31年4月1日付け30経営第3219号）
この通知は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月2日付け元経営第532号）
この通知は、令和元年7月2日から施行する。

附 則（令和2年3月30日付け元経営第3032号）
この通知は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日付け3経営第3158号）
この通知は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月27日付け4経営第506号）
この通知は、令和4年6月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日付け4経営第3074号）
この通知は、令和5年4月1日から施行する。

(別紙)

—要領例—

〇〇市特別融資制度推進会議設置要領

第1 目的

この要領は、〇〇市における次に掲げる農業関係資金の適正かつ円滑な融資・保証審査等の運営を図るために、特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、その運営等に必要な事項を定めることを目的とする。

(対象とする資金)

- ①農業経営基盤強化資金
- ②農業経営改善促進資金
- ③経営体育成強化資金
- ④青年等就農資金
- ⑤スーパーW資金（アグリビジネスの強化を推進するための金融措置（平成18年3月31日付け17経営第7210号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する「スーパーW資金」をいう。）

・
・
・

第2 協議等事項

推進会議は次の事項について協議等を行う。

- (1) 対象とする資金の貸付けの認定等に関すること。
- (2) 貸付対象者に対する指導・助言等に関すること。
- (3) その他資金の貸付けの認定等に当たって必要な事項に関すること。

第3 構成

推進会議は、次に掲げる機関・団体をもって構成する。

(行政機関等)

- ①〇〇市
- ②〇〇県(普及指導センターを含む。)
- ③〇〇市農業委員会
- ④〇〇県農業経営・就農支援センター

(融資機関・保証機関)

- ⑤〇〇市農業協同組合
- ⑥〇〇県信用農業協同組合連合会
- ⑦農林中央金庫〇〇支店
- ⑧株式会社日本政策金融公庫
- ⑨〇〇銀行
- ⑩〇〇信用金庫
- ⑪〇〇信用協同組合
- ⑫〇〇県農業信用基金協会

(その他)

- ⑬税理士その他推進会議が必要と認めるもの

第4 運営等

- (1) 推進会議に会長を置く。
- (2) 会長は〇〇をもってこれに充てる。
- (3) 会長は推進会議を招集し、会議を主宰する。
- (4) 推進会議の事務局は〇〇が担当する。
- (5) 本制度の効率的な実施のため、推進会議は、第2の協議等に当たっては、原則として、アの方法によるものとし、イの方法により審議を行うのは、慎重な審議が必要な場合に限ることとする。

ア 推進会議が、対象とする資金の貸付けの認定等に関する事務を融資機関(借入申込案件が農業信用基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあっては、融資機関及び農業信用基金協会。以下同じ。)に委任することとする。

イ 次に掲げる方法

- (ア) 事務局は、融資機関への文書持回り方式により処理を行う。
- (イ) 事務局は、当該借入希望者に対し利子助成等を行う都道府県及び市町村(以下「助成地方公共団体」という。)その他直接関係を有する構成機関に対して、個々の機関へ迅速に文書(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。)を送付する。
- (ウ) 推進会議が、会議方式により、借入希望者の営農計画に関する審査を行うのは、地域農業振興の観点から助成地方公共団体が要請を行った場合又は青年等の就農促進の観点から構成機関が農業経営改善関係資金基本要綱(平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知。以下「経営改善基本要綱」という。)第3の1の(2)の指導農業士(これに類するものを含む。)等による意見書及び第3の1の(5)の都道府県による確認書又は第3の1の(5)の都道府県による意見書(以下単に「意見書」という。)の内容について特に慎重な審査を要すると判断して要請を行った場合若しくは意見書が付されなかった場合に限る。会議においては、融資審査を行った融資機関が経営改善資金計画等のうち営農計画に関する事項の説明を行うことにより、速やかな事務処理に努める。また、会議には借入希望者も出席させることができるが、説明を求める際には過大な負担感が抱かれることのないよう十分配慮すること。

なお、会議の開催に当たって、事務局は、審査の合理化を図るため、関係機関と調整して、同一日に複数地域の会議を行うなど、効率的に開催する。

- (6) (5)の「慎重な審議が必要な場合」とは、次のア及びイに掲げる場合をいう。
 - ア 必要とする借入額が3億円(法人にあっては10億円)を超える場合(ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。
 - (ア) 災害復旧等迅速な資金の貸付けが必要と認められる場合
 - (イ) 特別融資制度推進会議設置要綱(平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知。以下「設置要綱」という。)第3の4の(1)のイに規定する場合
 - (ウ) 設置要綱第3の4の(1)のウに規定する場合
 - イ 認定新規就農者(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。)第14条の5第1項に規定する認定就農者をい

- う。以下同じ。)を対象とする資金の貸付けにあつては、次に掲げる場合
- (ア) 必要とする青年等就農資金(青年等就農資金基本要綱(平成26年4月1日付け25経営第3702号農林水産事務次官依命通知)第3に定める資金をいう。)の借入額が3,700万円を超える場合
 - (イ) 意見書が付されなかった場合又は付された意見書の内容が計画達成の見込みに疑義があるとするものである場合
- (7) (5)のアにより委任を受けた融資機関が認定等を行った場合には、事務局に対し、速やかに、認定等を行った借入希望者の氏名、住所、農業経営改善計画(基盤強化法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画(酪農及び肉用牛の生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の5の認定に係る経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)第3条第1項の認定に係る果樹園経営計画を含む。)をいう。)又は青年等就農計画(基盤強化法第14条の4第1項の認定に係る青年等就農計画をいう。)の認定年月日、同認定番号、資金名、貸付実行予定額、同予定日、償還方法、年償還回数、償還期限及び据置期間その他助成地方公共団体が定めた利子助成等を行うのに必要な事項を報告する。
- (8) (7)の報告を受けた事務局は次により、速やかに、通知するものとする。
- ア 助成地方公共団体 助成地方公共団体が定めた利子助成等を行うのに必要な事項
 - イ その他の機関 推進会議が特に営農技術指導が必要であると認めた場合における当該営農技術指導を行う上で必要な事項
- (9) ○○市以外の市町村を含んだ広域認定(基盤強化法第13条の2の規定に基づき、都道府県の知事又は農林水産大臣が行う農業経営改善計画の認定をいう。)の内容に関する協議等については、設置要綱第3の7の方針を基に、関係市町村(農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知)第6の4(1)の①に規定する関係市町村をいう。)と調整を行い、広域認定に係る農業者への円滑な融資に努めるものとする。

第5 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、推進会議の運営等について必要な事項は別途推進会議が定めるものとする。
- (2) 推進会議の各構成機関(機関の役職員を含む。)は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、審査に関して知り得た借入希望者の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要領において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする(具体的には、経営改善基本要綱等に定める「個人情報の取扱いに関する同意書」における借入希望者の同意内容を遵守し、同意を得ていない「提供先」への情報の提供や「情報の種類」を提供することがないように留意する。)



元経営第3239号
令和2年3月30日

鹿児島県農政部長 殿

農林水産省経営局金融調整課長

農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱第5の1の(5)の農
林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものについて

農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経
営第3536号農林水産事務次官依命通知）第5の1の(5)の農林水産省経営局金融調
整課長が別に定めるものを別添のとおり定めたので、通知する。

なお、「農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱第5の1の(5)の
ウの農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものについて」（令和元年7月2日
付け元経営第619号農林水産省経営局金融調整課長）については、廃止する。

(別添)

農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱第5の1の(5)の農
林水産省経営局金融調整課長が別に定めるもの

農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経
営第3536号農林水産事務次官依命通知)第5の1の(5)の農林水産省経営局金融調
整課長が別に定めるものは、次に該当するものとする。

人・農地プランの具体的な進め方について(令和元年6月26日付け元経営第494
号農林水産省経営局長通知)2(1)の実質化された人・農地プラン(同通知3の
規定により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン及び
同通知4の規定により実質化された人・農地プランとして取扱うことができる同種
取決め等を含む。)

附 則(令和2年3月30日元経営第3239号)
この通知は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月29日2経営第3406号)
この通知は、令和3年4月1日から施行する。

人・農地プランの具体的な進め方について

農林水産省経営局長通知

制定 令和元年6月26日付け元経営第494号

最終改正 令和3年3月26日付け2経営第3031号

1 趣旨

人・農地プランとは、農業者が話し合いに基づき、地域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（以下「中心経営体」）とといいます。当該地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表されるものです。平成24年に開始され、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」といいます。）第26条に、農地中間管理事業の円滑な推進を図るための手段として位置付けられています。

人・農地プランは、平成29年度末現在、1,587市町村において、15,023の区域で作成されています。この中には、地域の徹底した話し合いに基づいたプランが既に作成されている地域がある一方、地域の話し合いに基づくものとは言い難いものもあるところです。

その要因としては、将来農地の出し手となる者の個人名や対象農地などの詳細な記載を求めたことにより、人・農地プランに記載されると農業からの引退を迫られるように誤解させる面があったこと、市町村の農業関係職員が減少し、プランのコーディネートが十分にできていなかったこと、新規就農対策などの支援措置を活用するために必要な範囲でプランを作成している実態があったこと等によるものと考えています。

このため、人・農地プランを真に地域の話し合いに基づくものにする観点から、市町村、農業委員会など関係者の参加の下で、アンケートや地図を活用し、地域の話し合いの場において、農業者が地域の現況と将来の地域の課題を関係者で共有することにより、今後の農地利用を担う中心経営体への農地の集約化に関する将来方針の作成につなげていけるよう、以下の取組を推進するものとします。

2 人・農地プランの具体的な進め方

(1) 人・農地プランの実質化の要件

以下の①から③までが行われている人・農地プランを「実質化された人・農地プラン」とします。

① アンケートの実施

人・農地プランの作成に取り組む地区（以下「対象地区」といいます。）の相当部分について、おおむね5年から10年後の農地利用に関するアンケート調査が行われていること。

② 現況把握

対象地区において、アンケート調査や話し合いを通じて、農業者の年齢階層別の就農や後継者の確保の状況が地図により把握されていること。

③ 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針の作成

対象地区を原則として集落ごとに細分化し、5年から10年後に農地利用を担う中心経営体に関する方針を定めること。

(2) 人・農地プラン作成の具体的な進め方

人・農地プランの作成は、以下の手続きにより進めるものとします。

① アンケートの実施

市町村や農業委員会は、対象地区の農業者に対して、その年齢、後継者の有無等を把握するため、(1)の①のアンケート調査等を行います。

② 地域の状況の地図化

市町村は、①のアンケート調査等で把握した地域における農業者の年齢別構成及び農業後継者の確保状況その他の必要な情報を地図に落とし込み、話合いの際に活用します。

なお、農業委員会は、地図化に当たり、農地の保有及び利用の状況、農地の所有者の農業上の利用の意向その他の農地の効率的な利用に資する情報の提供を行います。

③ 地域の徹底した話合い

市町村は、地域の農業者等が集まる様々な会合を活用し、地域の話合いの場を設けます。地域の話合いに参加した農業者等は、②の地図を活用して農業者の年齢階層別の就農や後継者の確保の状況を把握し、(1)の③の中心経営体への農地の集約化に関する将来方針（以下「将来方針」といいます。）等について話し合います。

なお、農業委員会は、農業委員や農地利用最適化推進委員の地域の話合いの場への出席や当該話合いの場での農地の保有及び利用の状況、農地の所有者の農業上の利用の意向その他の農地の効率的な利用に資する情報の提供その他地域の話合いの円滑な実施のために必要な協力を行います。

④ 話合いの結果の取りまとめ及び公表

市町村は、市町村において効率的かつ安定的に農業経営を営む者その他の者によって構成する会議（以下「検討会」といいます。）を設け、その意見を聴いた上で、話合いの結果を取りまとめ、人・農地プランとして公表します（人・農地プランの様式は別紙1を参照してください。）。

(3) 人・農地プラン作成上の留意事項

地域の農業者及び市町村等の関係者が人・農地プランの作成に取り組む場合には、以下の事項に留意してください。

① (1)の①の「アンケートの実施」について

ア 人・農地プランの区域は、地域の実情に合わせて設定してください。ただし、話合いの単位としては、原則として集落が適当です。

既に市町村の区域全域で人・農地プランを作成している場合には、その区域を改めて変更する必要はありませんが、(1)の要件を満たす地区だけが「実質化された区域」となることに注意してください。

イ 「対象地域の相当部分」とは、アンケートに回答した農地の所有者又は耕作者の耕作面積が対象地区内の遊休農地を除く農地の少なくとも過半を占めていることとし、担い手への農地の集積が進んでいる市町村においては、より高い割合で回答を得るようにしてください。

ウ 「おおむね5年から10年後」とは、対象地区における農地の維持管理が困難になるおそれがあると想定される時期を地域の実情に応じて設定してください。例えば、現時点で後継者が十分確保できている地区であれば10年後、中山

間地域など後継者が不足している地区であれば5年後、などと設定してください。

エ アンケートは必ずしも毎年行う必要はなく、想定している期間（5年後、10年後、など）の経過前に見直してください。人・農地プランの見直しも毎年行う必要はなく、むしろ、見直さなくてすむ、しっかりしたものを作ることが必要です。

オ アンケートには、人・農地プランを実現させるために必要な項目を追加することができます。

例えば、以下のような項目が考えられます。これらはいずれもアンケートにおける必須項目ではありませんが、人・農地プランを実効性あるものにするためにはいずれも重要な項目です。

- (ア) 農地の貸付けに関する意向
- (イ) 農地中間管理機構の活用に関する意向
- (ウ) 地域外の人材の確保に関する意向
- (エ) 基盤整備の実施に関する意向
- (オ) 作物生産に関する意向
- (カ) 鳥獣被害防止対策に関する意向
- (キ) 災害対策に関する意向

カ 過去2年から3年の間にアンケートを実施している場合や、土地改良事業の近年の完了地区や実施中の地区又は実施予定地区で賃借の意向が既に把握できている場合等、アンケート以外の方法により将来の農地の利用の意向が把握できている場合は、改めてアンケートを実施しなくてもこれらの情報を活用することができます。

② (1)の②の「現況把握」について

ア 「地図」は、対象地区の農地利用の現況を客観的に把握するためのものであり、農地の出し手を特定するものではありません。ただし、地域の判断により、貸付け意向等を任意で記載することもできます。

イ 話合いに活用する「地図」には、必ずしも一筆単位で情報が記載されている必要はありません。また、例えば、近い将来の農地の出し手と受け手が色分けされた地図を活用して話合いが活性化している場合には、引き続きそのような地図を活用することができます。

ウ 地図の作成に当たっては、以下のシステムなどを活用することが有効です。

- (ア) 農地情報公開システム
- (イ) 農業委員会独自の地図情報システム
- (ウ) 水上里情報システム
- (エ) 市町村独自の地図情報システム
- (オ) 農協の地図情報システム

これらのシステムが活用できない場合には、当面、ほ場の境界線の入った模造紙の地図に手書き等で直接記載することも検討してください。

エ 地図を用いて現況が確認できれば、遊休農地のうち荒廃農地の非農地化の取組について検討することができます。

オ 「年齢階層別の就農の状況」は、5年から10年後の農地利用の在り方を議論

する上で適切な形で示すことが必要です。例えば、「70歳以上の者の就農の状況」など、一定年齢階層以上の状況をまとめて記載することもできます。

カ 「農業者の年齢階層別の就農や後継者の確保の状況」は、地域の判断により、個人が特定されないように表記することができます。

③ (1)の③の「将来方針の作成」について

ア 「中心経営体」とは、

(ア) 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」といいます。）第12条第1項に定める農業経営改善計画の認定を受けた者をいいます。以下同じです。）

(イ) 認定新規就農者（基盤法第14条の4第1項に定める青年等就農計画の認定を受けた者をいいます。以下同じです。）

(ウ) 集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織をいいます。以下同じです。）

(エ) 市町村の基本構想（基盤法第6条第1項に定める基本構想をいいます。以下同じです。）に示す目標所得水準を達成している農業者などが位置付けられます。

イ 養豚などの営農類型のような農地利用を行わない認定農業者については、対象地区の農地利用の話合いに参加してもらうことに無理があると考えられるので、アンケートの実施の過程で、後継者の確保状況などを含め、将来にわたって事業が安定的に継続される見込みが確認された場合には、必ずしも対象地区の話合いに参加しなくても中心経営体に位置付けることができます。

ウ 将来方針の内容としては、例えば、次のようなものが考えられます。

「A集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者a、bが担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。」

エ 将来方針を実現させるために必要と考えられる取組の方針は積極的に記載することが期待されます。

例えば、以下のような方針が考えられます。

(ア) 対象地区における貸付け意向のある農地の地番及びその面積

貸付け意向を確認した個々の農地の地番及び面積を記載します（意向を確認した農地を農地利用最適化交付金事業実施要綱（平成28年3月28日付け27経営第3278号農林水産事務次官依命通知。以下「交付金要綱」といいます。）第3の2に定める農地利用最適化交付金の成果実績払の対象とする場合には、地番及び面積の把握が必要です。）

(イ) 農地中間管理機構の活用方針

例えば、次のようなものが考えられます。

「〇〇地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。」

「中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合に

は、農地中間管理機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への再配分を進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。」

(ウ) 基盤整備への取組方針

例えば、次のようなものが考えられます。

「農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、〇〇地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。」

(エ) 作物生産に関する取組方針

例えば、次のようなものが考えられます。

「米、麦などの土地利用型作物についてはブロックローテーションに取り組むとともに、土地利用型作物以外に、〇〇地区を中心に収益性の高い〇〇や〇〇などの園芸作物の生産や、特産加工に向けた〇〇の生産に取り組む。」

(オ) 鳥獣被害防止対策への取組方針

例えば、次のようなものが考えられます。

「地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ（侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等）づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。」

(カ) 災害対策への取組方針

例えば、次のようなものが考えられます。

「水害、寒乾害、高温害等の被害防止のため、〇〇や〇〇などに取り組む。」

オ 細分化する「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定することができます。

カ 将来方針は、必ずしも（１）の②の「地図」に落とし込む必要はありません。また、「５年から１０年後に農地利用を担う中心経営体」と個々の農地とを対応させる必要はありません。

④ （２）の③の「地域の徹底した話し合い」について

ア 対象地区で現に耕作を行う中心経営体が引き受けられる農地面積と将来的に貸付け等が見込まれる農地面積を比較し、中心経営体が引き受けきれない農地をどうするか考え、話し合うことが有効です。

イ 地域の担い手の確保に当たっては、現状を固定的に考えないことも必要です。基盤整備を行って農地の条件を改善する、中山間地農業ルネッサンス事業（中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 農振第 2275 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 1 に定める事業をいいます。）等を活用して花き等の高収益作物を新たに導入して新たな担い手を確保するといった方針を検討してみてください。

それでも地域に担い手がない、又は不足するときは、話し合いの過程で市町村や農地中間管理機構に相談してください。農地中間管理機構には、当該地区の内外で農地の借受けを希望する者のリストがあります。また、市町村などで新規就農者支援を行っている場合には、これを活用することも検討してください。

また、市町村は、基本構想において定めている地域の目標所得水準が実情に

合っているかどうか、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産事務次官依命通知）別紙4の第1の1の（5）に基づき農業関連事業を所得の計算に含めているか等を検証し、地域の農地利用を担っている方を認定農業者として積極的に位置付けることを検討してください。

例えば、自ら行う農業のほか、地域の農作業を請け負うことにより、5年から10年後の将来にわたって認定農業者と遜色のない事業所得と労働時間を確保できると見込まれる農業者などは、農作業請負を関連事業とみて認定農業者として認定することが可能です。

ウ 将来方針を作成するに当たっては、農地の所有者、現在の利用者と将来の担い手とが話し合う場を設けてください。その場合、地域の農地利用の現在と将来についてより深く議論し、取組の実行性を高めるためにも、「現在の利用者」に入作者を含めるほか、「将来の担い手」として新たに地域で農業を行うことに意欲的な者（例えば、農地中間管理機構に対してその地域内での農地の借受けを希望している者、その地域内で新規就農を希望している者など）にも幅広く参加を働きかけていくことが大切です。

なお、これらの者がはじめから一堂に会すると議論がしにくいなどの事情があるときは、地域の話合いとは別に担い手同士が集まる場を設けたり、その場において、地域で信頼される利害関係のない第三者が、担い手同士の農地利用について調整役を担うなどの工夫を行ってください。

エ 地域の話合いを円滑に進めるために、必要な場合は、市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、都道府県の普及指導センター、農地中間管理機構の現場コーディネーター等をコーディネーター役として活用することが有効です。また、コーディネーター役としては、行政経験のある地域の方を活用することも有効です。

特に、農業委員、農地利用最適化推進委員は、人・農地プランの実質化に向けた話合いにおいてコーディネーター役として中心的な役割を担うことが期待されます。

オ 話合いに当たっては、参加者の会議拘束時間の軽減を図るため、集落の寄合いや農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第3条第3項に定める農業者団体、地域運営組織等の会合など既存の話合いの場を積極的に活用することを考慮してください。

カ 将来の農地利用の在り方を真剣に議論していただくためには、その気運をどのように盛り上げていくのかが極めて重要です。このためには、時間軸を現在近辺より長期にとって考える環境作りが大切です。コーディネーター役は、必要に応じて、例えば、

(ア) 農地や水利等の整備の過去の経緯を示す（対象農地は先人が私財を投じて開墾した農地であることを思い起こさせるなど）

(イ) 市町村における人口や農業就業人口の将来見通しなどの客観データを示す

(ウ) 「自分の子供が農地を相続する時に集落はどうなっていて、子供は何を思うだろうか」など、将来の具体的な状況が目に見えようような質問を発する

- (エ) アンケートとは別に、地域の実情に精通した方や地元の大学の先生の意見を、セカンドオピニオンとして聞くなどの手法を検討してください。
- ⑤ (2)の④の「話し合いの結果の取りまとめ及び公表」について
- ア 検討会について
- (ア) 検討会は、効率的かつ安定的に農業経営を営む者のほか、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構等地域のコーディネーター役を担う関係機関が全体の相当数を占めるように構成してください。
- (イ) 検討会への女性農業者の参画は必須とし、検討会の構成員のおおむね3割以上は女性農業者で構成してください。
- (ウ) 検討会においては、地域の話合いが適切に行われているか、担い手の意向が反映されているか等を審査するとともに、今後の地域の話合い等が円滑に進むよう地域の農業者等に対する助言を行ってください。
- (エ) 市町村は、検討会での審査・検討の結果について記録を作成・保管するとともに、検討会で出された助言について地域へ情報提供してください。
- イ 人・農地プランの変更
- 市町村は、人・農地プランを変更する場合には、中心経営体の名称等の変更や③のイに該当する中心経営体の追加等地域の話合いと関係のない軽微な変更の場合を除き、(2)の④の手続をとってください。
- ウ 人・農地プランの公表
- 市町村は、公表する人・農地プランの内容に中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報を含めようとする場合には、本人の同意を得るなど個人情報保護条例等に抵触することのないよう留意してください。
- ⑥ その他人・農地プランの実質化に当たって参考となる事項
- ア 人・農地プランの実質化に取り組む主体、推進体制、コーディネーター役及び関係機関との役割分担については、市町村が、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構等地域のコーディネーター役を担う関係機関と調整の上、例えば協定書の形で取りまとめて明確にすることを検討してください。
- なお、人・農地プランの推進体制には、まず、人・農地プランの取りまとめ役である市町村と、必要な協力を行う農業委員会は、参加してください。
- 加えて、例えば、ブロックローテーションや新規就農の育成・確保等特色ある取組を行っている場合には農業協同組合や市町村公社、基盤整備の実施に向けた合意形成を行っている場合には土地改良区、農地中間管理事業の重点区域や農地中間管理機構の現場コーディネーターが貸付け意向の掘り起こしを行っている場合には農地中間管理機構、その他必要な場合には普及指導員等に参加していただくなど、地域の実情に応じた話し合いをサポートする体制を構築してください。
- 更に、各都道府県の農業法人協会等の担い手に関する団体についても、人・農地プランの話し合いの開催情報等を会員に周知し、積極的な参加を促すこと等を通じて連携を図るようにしてください。
- イ 都道府県における推進体制は、都道府県、都道府県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等によって構成される農地中間管理事業を推進するための

協議会等の既存の枠組の活用を検討してください。

また、都道府県は、管内における人・農地プランの作成の取組を支援するため、こうした既存の枠組も活用しながら、市町村及び地域のコーディネーター役を担う関係機関に対して、地域の実情を踏まえた効果的な推進方法等について説明や助言を行うとともに、各地の取組等に関する情報の収集やその提供による普及啓発、市町村相互の意見交換の促進、普及指導員その他の都道府県職員による地域の話合いへの積極的な参加等について検討してください。

ウ 人・農地プランの作成に当たって活用できる補助事業は、以下のとおりです。

(ア) 経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」といいます。）別記2に定める人・農地プラン実質化推進支援事業

市町村が行うアンケートの実施、地図の作成、コーディネーター役への研修等に活用できます。また、市町村が、普及指導員や営農指導員の経験者、行政経験のある地域の方などをコーディネーター役や中立的な立場で助言する専門家として派遣する場合に活用できます。

(イ) 農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）第3の3に定める機構集積支援事業
農業委員会が行うアンケートの実施に活用できます。

(ウ) 交付金要綱第3に定める交付金

農業委員・農地利用最適化推進委員が、話合いに参加し、意向調査等の情報を報告する等の活動を行う場合に、活動や成果に応じて交付します。

⑦ 実質化された人・農地プランの検証

ア 実質化された人・農地プランは、作成するだけでなく、実行することが大切です。

このため、市町村は、人・農地プランに定めた「将来方針」の進捗状況について確認し、プランで定めた中心経営体への農地の集約化が思うように進んでいない場合には対策を検討するなど、不断の検証を行ってください。

イ 実質化された人・農地プランは、各種補助事業の要件となっていることを踏まえれば、国としても、人・農地プランを提出いただき、そのプランが実質化していると判断しがたい場合には、該当する市町村に対する質問や、改善に向けた指導等を行っていきます（3の「既に実質化されていると判断できる既存の人・農地プランの区域」及び4の「一定の要件を満たした上で「実質化された人・農地プラン」として取り扱える同種取決め等」についても同様です。）。

3 既に実質化されていると判断できる既存の人・農地プランの区域について

既存の人・農地プランのうち、以下の基準を満たすものは、2の（1）の「実質化された人・農地プラン」とみなすことができます。市町村は、「実質化された人・農地プラン」とみなせる区域と判断した場合には、その旨をホームページで公表してください。

（1）既に実質化しているか否かの判断基準

既存の人・農地プランの区域の全部又は一部のうち、2の(1)の「実質化された人・農地プラン」とみなせる区域は、当該区域内の相当部分の農地について、近い将来の農地の出し手と受け手が特定されている区域とします。

(2) 留意事項

- ① (1)の「相当部分」とは、「過半」とします。
- ② (1)の「「実質化された人・農地プラン」とみなせる区域」の範囲は、集落など実際の話合いの単位です。具体的には、市町村が主体的に判断してください。
- ③ 1集落1農場のように、集落営農組織・法人が中心経営体となっている人・農地プランについては、オペレーターや構成員となる農業者の後継者が確保されていることを確認することなどにより、将来にわたってその集落営農組織・法人の事業が安定的に継続される見込みが確認できる場合には、出し手が特定されていなくても、「実質化された人・農地プラン」とみなせます。

4 一定の要件を満たした上で「実質化された人・農地プラン」として取り扱える同種取決め等について

人・農地プランの実質化においては、農村地域における担い手の確保や農地の利用、土地改良施設の維持・更新等に関する話合いの機会を活用することが有効なことから、人・農地プラン以外の同種取決め等に定めた特定の区域において、以下の手続が講じられた場合には、2の(1)の「実質化された人・農地プラン」の区域として取り扱うものとします。

- (1) 人・農地プラン以外の取決め等に定めた特定の区域において、2で示した方法により、アンケート調査や地図による現況把握を行い、中心経営体への農地の集約化に関する将来方針を定めた場合には、当該取決め等の作成主体が、当該特定の区域と方針（中心経営体のリストを含む。）を定めた取決め等（話合いで活用した地図の写しを含む。）を、関係市町村の人・農地プラン担当部局に通知することとします。
- (2) (1)の通知を受けた関係市町村は、その内容を確認し、(1)に定める「特定の区域」の取決め等が実質化されていると判断した場合には、2の(2)の④に定める「検討会」の意見を聴いた上で、当該関係市町村の実質化された人・農地プランの区域とすることとします。
- (3) なお、関係市町村が、(1)の通知を受けて、当該取決め等の内容が実質化されていないと判断した場合には、作成主体に改善を促し、改めて判断します。

(注) 「人・農地プラン以外の取決め等」としては、例えば、以下のものが考えられます。

- ① 多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙1の第4の2に規定する「地域資源保全管理構想」
- ② 中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第6の2の(1)に規定する「集落協定」
- ③ 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2689号農林水産事務次官依命通知）第5に規定する「集積・集団化等促進基盤整備計画」、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号）別紙1の第6の1に規定する「農用地利用集積促進土地改良整備計画」等の整備計画

- ④ 果樹産地構造改革計画について（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）第1に規定する「果樹産地構造改革計画」

5 その他

(1) 工程表の作成及び公表

- ① 市町村は、人・農地プランの作成に取り組むに当たり、農家組合や集落営農等の代表や地域のコーディネーター役を担う関係機関の意見を聴きながら、対象地区ごとにその実情に応じた工程を明らかにしてください（工程表の様式は別紙3を参照してください。）。
- ② 市町村は、①により工程表を作成した場合には、速やかに都道府県に提出するものとします。
- ③ 都道府県は、②により市町村から提出のあった工程表の内容を確認し、気づきの点があれば市町村に確認、助言した上で、順次、地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局等」といいます。）へ提出するものとします。
- ④ 地方農政局等は、③により都道府県から提出のあった工程表の内容を確認し、気づきの点について確認、助言した上で、内容が適当と判断した場合には、都道府県を通じてその旨を市町村へ連絡するものとします。
- ⑤ 市町村は、④の連絡があった場合には、速やかに工程表をホームページで公表するものとします。
- ⑥ 市町村は、災害等を受けるなどやむを得ない事情がある場合には、工程表を修正することができます。なお、工程表を修正した場合には、上記の①から⑤までの手続をとってください。

(2) 人・農地プランの提出等

① 人・農地プランの提出

ア 市町村は、作成・更新した人・農地プラン及び話合いで活用した地図の写しを都道府県に提出するものとします。この場合、更新した人・農地プランについては、変更箇所があるページのみ提出や変更箇所を新旧対照表方式で示した書類の提出により代えることができます。

イ 都道府県は、アにより市町村から提出のあった人・農地プラン及び話合いで活用した地図の写しのうち、年度末までに作成・更新されるものについて、翌年度の5月末までに地方農政局等に提出するものとします。

② 既に実質化されていると判断できる既存の人・農地プランの区域の提出

ア 市町村は、3により「既に実質化されていると判断できる既存の人・農地プランの区域」を公表した場合には、別紙2及び当該人・農地プランを都道府県に提出するものとします。

イ 都道府県は、アにより市町村から年度末までに報告のあった内容について、翌年度の5月末までに地方農政局等に提出するものとします。

③ 「実質化された人・農地プラン」として取り扱える同種取決め等の提出

ア 市町村は、4により同種取決め等に定める特定の区域を実質化された人・農地プランの区域として取り扱えると判断した場合には、その特定の区域を定めた「同種取決め等」を都道府県に提出するものとします。

イ 都道府県は、アにより市町村から年度末までに報告のあった特定の区域を定めた「同種取決め等」について、翌年度の5月末までに地方農政局等に提出するものとします。

(3) 人・農地プランに係る個人情報の取扱い

① 個人情報保護への配慮

都道府県、市町村及び農業委員会は、人・農地プランの作成、確認等に際して得た個人情報について、個人情報保護条例等に基づき適切に取り扱うよう留意してください。

法第26条第2項の規定に基づき、2の(1)の②の「地図」を活用して、市町村が農業者の年齢別構成及び農業後継者の確保の状況その他の必要な情報を提供する場合においても、市町村の個人情報保護条例等を遵守した上で情報提供を行うことが前提となり、原則として特定の個人が識別される情報を提供するには、本人の同意を得る必要があります。仮に本人の同意が得られない場合には、農業者の年齢別構成や後継者の確保状況を割合で示すなど、条例に抵触しない範囲で、話合いの活性化に資するよう積極的に情報提供を行うように工夫してください。

② 本人に同意を得るべき事項

個人情報の取扱いにおいて、本人に同意を得るべき事項としては、以下の事項が考えられます。

ア 人・農地プランの作成に向けた地域の話合いや検討会に利用すること、作成したプランの国や都道府県への報告に利用すること及び農地中間管理機構の業務に利用すること。

イ 人・農地プランの実現に向けた取組状況の確認及びフォローアップ活動に利用すること。

ウ 人・農地プランの作成等が要件や優先配慮事項等となっている各種関連事業の申請手続き等に利用する場合があること。

エ 農林水産統計調査の調査事項の確認、補完等に利用すること

オ アからエまでの実施に伴い、必要最小限度内において関係機関へ提供し、又は確認する場合があること。

(4) 中心経営体への働きかけ

市町村は、人・農地プランにおいて中心経営体に位置付けられるべき中心経営体の中に、2の(3)の③のアの(エ)の「基本構想水準到達者」に該当する経営体がいる場合には、当該経営体に対し認定農業者の認定を得るよう、積極的に働き掛けてください。

実質化された人・農地プラン

〔 注: 本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。 〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
〇〇市	〇〇地区(A集落、B集落、C集落)	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	〇〇ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	〇〇ha
③地区内における〇才以上の農業者の耕作面積の合計	〇〇ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	〇〇ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	〇〇ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	20ha

- 注1: ③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2: ④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

例 今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、〇才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、A集落では〇ha、B集落では〇ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

例 A集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

例 B集落の水田利用は、中心経営体である集落営農組織や認定農業者1経営体が担い、樹園地利用については中心経営体である認定農業者1経営体と基本構想水準到達者1経営体が担っていくほか、認定新規就農者の受入れを促進することで対応していく。

例 C集落の水田利用は、中心経営体である集落営農組織が担い、畑利用については中心経営体である認定農業者2経営体と認定新規就農者1経営体が担っていく。

- 注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	○○○○	水稻、麦	10 ha	水稻、麦	13 ha	A集落
認農	□□□□	養豚	- ha	養豚	- ha	
認農法	(株)○○ファーム	養鶏	- ha	養鶏	- ha	
集	☆☆営農組合	水稻、麦	5 ha	水稻、麦	10 ha	B集落
認農	●●●●	水稻、麦	15 ha	水稻、麦	17 ha	B集落
認農	■ ■ ■ ■	水稻、みかん	2 ha	みかん	4 ha	B集落
到達	★★★★	水稻、みかん	2 ha	みかん	3 ha	B集落
集	●●営農組合	水稻、麦	10 ha	水稻、麦	15 ha	C集落
認農	☆☆☆☆	水稻、野菜	3 ha	野菜	3 ha	C集落
認農	◇◇◇◇	水稻、野菜	3 ha	野菜	3 ha	C集落
認就	△△△△	野菜	1 ha	野菜	3 ha	C集落
計	11人		51 ha		71 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

例 農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、〇筆、〇〇〇〇㎡となっている。

例 農地中間管理機構の活用方針

〇〇地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

例 基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、〇〇地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

例 新規・特産化作物の導入方針

米、麦等の土地利用型作物以外に、〇〇地区を中心に収益性の高い〇〇や〇〇などの園芸作物の生産、特産加工に向けた〇〇の生産に取り組む。

例 鳥獣被害防止対策の取組方針

地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

例 災害対策への取組方針

水害、寒乾害、高温害等の被害防止のため、〇〇や〇〇などに取り組む。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	〇〇町〇〇番	〇〇〇〇		
2	〇〇町〇〇番	〇〇〇〇		
3	〇〇町〇〇番	〇〇〇〇		
4	〇〇町〇〇番		〇〇〇〇	
5	〇〇町〇〇番		〇〇〇〇	
6	〇〇町〇〇番			〇〇〇〇
	計	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

別紙2 参考様式

現在の人・農地プランの区域の全部又は一部の区域であって既に実質化していると判断する地区

対象地区名	範囲	区域内農地面積(ha)	近い将来の農地の受け手①		近い将来の農地の出し手②		①及び②の面積合計(ha)	備考
			中心経営体数	現状の経営面積合計(ha)	農業者数	貸付等予定面積合計(ha)		
〇〇地区	A集落、B集落	〇〇〇	〇〇	〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇〇	
△△地区	C集落	〇〇〇	1	〇〇〇	-	-	〇〇〇	受け手の後継者の確保状況等により経営の継続性を確認済み
□□地区	D集落、E集落、F集落	〇〇〇	〇〇	〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇〇	

注1:1集落1農場を実現しているような区域においては、区域の受け手の事業が将来にわたって安定的に継続される見込みを後継者の確保状況等により確認し、確認した旨を「備考」欄に記載します。

注2:「範囲」を集落名等により特定できない場合には、地図等を用いて特定することができます。

注3:「近い将来の農地の受け手」の「現状の経営面積合計(ha)」には、対象地区内における中心経営体の現状の経営面積の合計を記載してください。

別紙3 参考様式

人・農地プランの実質化に向けた工程表

都道府県名	市町村名	対象地区	集落名	2019年度			2020年度						
				4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月		
〇〇県	〇〇市	旧〇〇村	〇〇集落	既に実質化している と判断した対象地区・集落については、 工程の記載の必要はありません									
			〇〇集落										
		旧〇〇村	〇〇集落		①・②	③・④							
			〇〇集落										
		旧〇〇村	〇〇集落		①・②	③・④							
			〇〇集落										
			〇〇集落										
		旧〇〇村	〇〇集落										
			〇〇集落				①・②	③・④					
			〇〇集落										
		旧〇〇村	〇〇集落										
			〇〇集落				①	②~④					
〇〇集落													

人・農地プランの実質化の取組

- ① アンケートの実施
- ② 地図化による現況把握
- ③ 話し合い
- ④ プランの取りまとめ手続

注：①から④までは例示ですので、取組内容を地域の実情に合わせて細分化すること等もできます。

2 人・農地プランの具体的な進め方について

元経営第 494 号
令和元年 6 月 26 日

北海道農政事務所長
地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長 } 殿

(農林水産省) 経営局長

人・農地プランの具体的な進め方について

この度、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、今後、地域の特性に応じて、市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区など地域のコーディネーター役を担う組織と農地中間管理機構が一体となって推進する体制を作り、人・農地プランを核に農地の利用集積・集約化を一体的に推進していくこととなります。

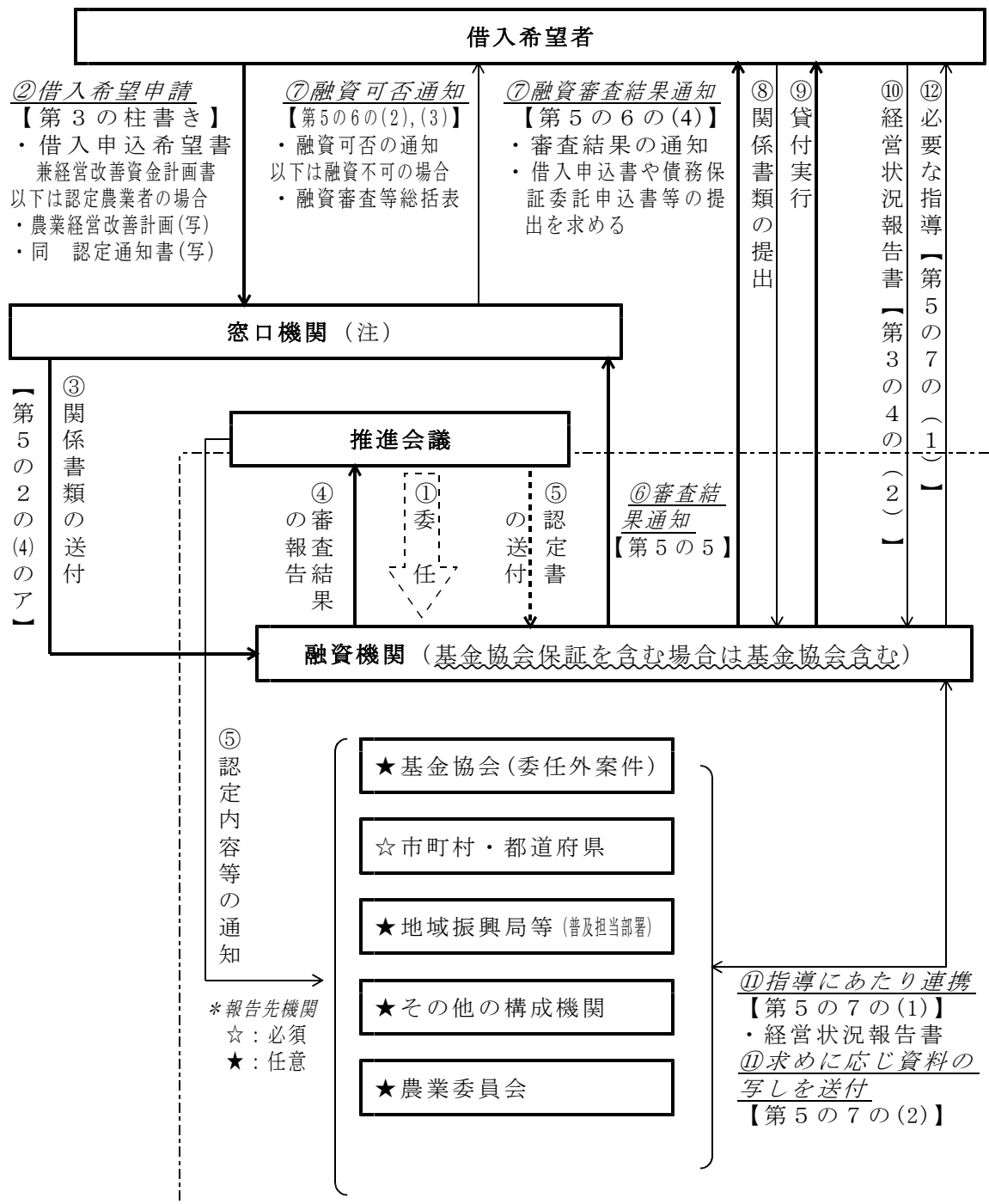
こうした取組を着実に実施するためには、同法の趣旨を踏まえ、各地域において、人・農地プランの実質化に取り組むための地域のコーディネーター役を担う組織による推進体制の整備や、地域の話合いを行うためのアンケートの実施、地図の作成等の準備に取り掛かっていただくことが重要なことから、別添のとおり「人・農地プランの具体的な進め方」を定めたので、御了知の上、各地域での取組の適切かつ円滑な推進につき特段の御配慮を賜りますよう、よろしく願いいたします。

なお、貴局管内の関係機関の長及び都道府県知事に対しては、貴職から通知いただくとともに、都道府県内各市町村に対する周知等につき協力いただくよう依頼いただきますよう、よろしく願いいたします。

3 参考資料（審査手続の主な流れ）

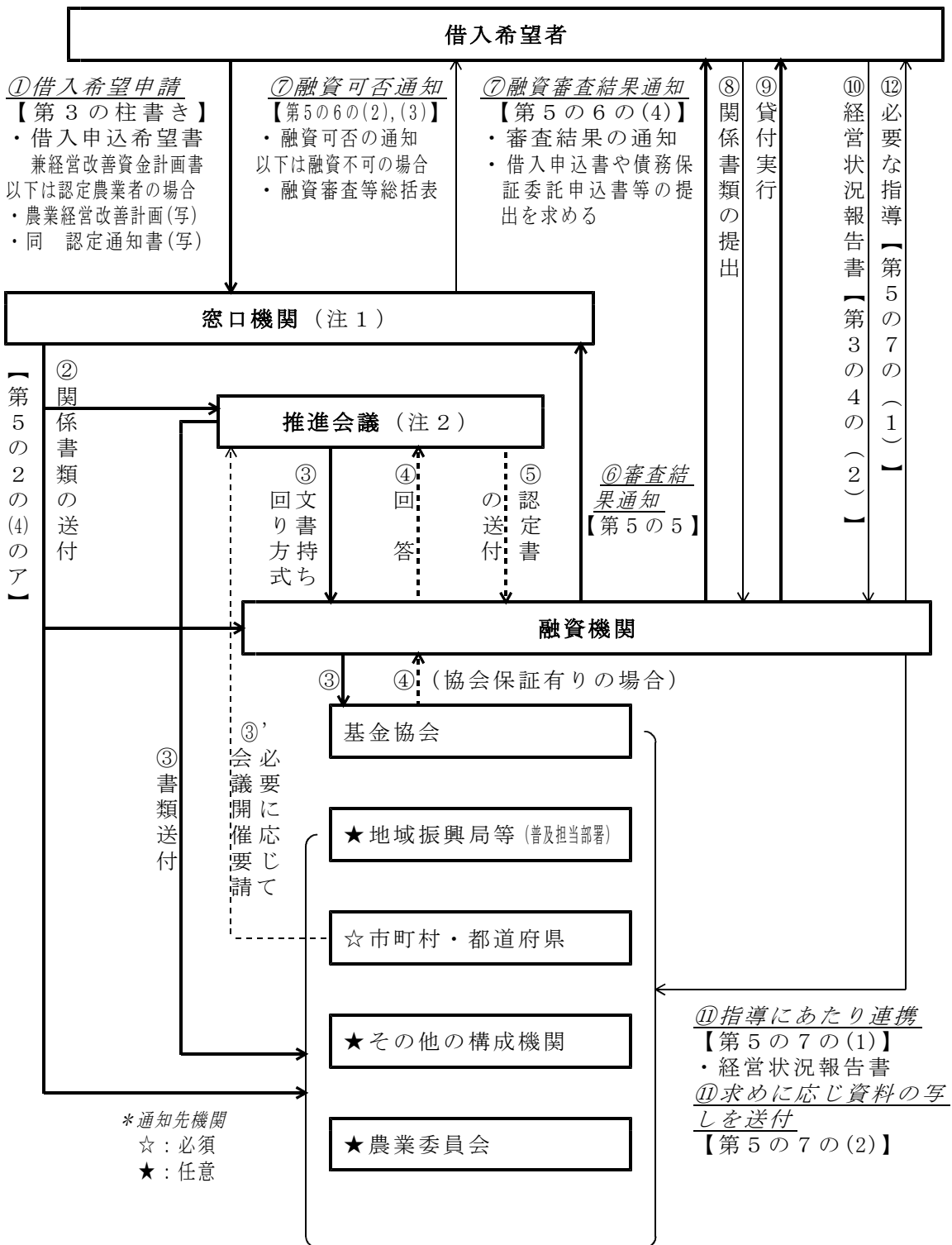
【 】内は農業経営改善関係資金基本要綱での参照条項である（2-2-14ページ参照）

(1) 融資機関に委任された案件の場合



(注) 窓口機関は、借入希望者が認定農業者以外でも基本要綱第5の2の(5)のア～ウに該当する場合は、基本要綱第5の2の(4)の手続きにより経営改善資金計画の認定を受けることとする。資金が特定され融資機関が直接手続きを行う場合は、当該融資機関が窓口機関に代わって手続きを行う。

(2) 慎重な審議を必要とする案件等の場合（委任しない場合）



(注1) 窓口機関は、借入希望者が認定農業者以外でも基本要綱第5の2の(5)のア～イに該当する場合は、基本要綱第5の2の(4)の手続きにより経営改善資金計画の認定を受けることとする。資金が特定され融資機関が直接手続きを行う場合は、当該融資機関が窓口機関に代わって手続きを行う。

(注2) ③'で利子助成機関から要請があった場合等は、会議方式による審査を行う。

4 特別融資制度推進会議の運営について

農 経 第 1 4 1 号

平成19年 6月 8日

各市町村長 殿

鹿児島県農政部長

特別融資制度推進会議の運営について（通知）

特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）については、担い手の円滑な資金調達を図る観点から、一層の手続きの簡素化・運営の迅速化を図るため、先般、「特別融資制度推進会議設置要綱」（平成13年9月12日13経営第2931号農林水産事務次官依命通知）（以下「要綱」という。）の一部改正が行われたところです。

また、今年度から、クイック融資制度の導入や、無利子化措置の実施など、農業制度資金に関する改正が行われております。

つきましては、貴市（町村）推進会議においても、下記に留意の上、推進会議設置要綱等の改正を行い、推進会議の運営が円滑に行われるよう特段の御配慮をお願いします。

記

1 要綱第3の3「慎重な審議が必要な場合」について

標記については、必ずしも要綱別紙要領例第4の（5）イの金額による必要はないが、クイック融資の利用を妨げないよう500万円を超えるものとする。

2 負債整理資金について

「農業負債整理関係資金基本要綱」（平成13年5月1日13経営第356号）第3の2（2）により、推進会議を活用する場合には、金額の多寡に関わらず、委任によらないことが適当であること。

3 委任方法について

委任は、要綱別紙要領例第3のとおり、推進会議設置要綱等に必要となる融資機関名を列挙し、第4（5）のとおり規定することで足りること。

4 融資機関との連携等について

推進会議事務局は、委任を行った融資機関と連携し、制度が円滑に運営されるよう努めること。

特に、銀行等が、法令による許認可等を要する案件について審査する場合は、関係機関と十分連携をとるよう、指導すること。

2 市町村農業金融運営協議会

令和5年6月版

農 経 第 6 7 2 号
昭和52年9月16日

各市町村長
各市町村農業委員会会長
各農業協同組合長
各農業改良普及所長

殿

鹿児島県農政部長

市町村農業金融運営協議会の運営について

このことについては、かねてから市町村及び各機関の御協力により、農業制度金融の適正で円滑な運用を図るという所期の目的が推進されつつあり、感謝にたえないところです。

今日、農林漁業金融公庫資金、農業近代化資金等の制度資金は、農政の強力な展開に対応して年々充実、拡大され、これに伴って制度の内容はますます複雑、多様化しつつあります。

また、農家等における営農装備の近代化や経営規模の拡大等に伴う資金需要も増大の傾向にあり、各種制度資金の中から個々の経営実態に即した適切な融資を行うとともに、経営改善計画達成のための営農指導等を強化することの必要性が強くなっています。

このような見地から、市町村段階における制度資金の貸付対象者の審査、指導体制をより充実、強化するとともに、関係機関相互の緊密な連携のもとに、その機能が十分発揮されるよう、このたび市町村農業金融運営協議会規程（準則）を改正し、別紙1のとおり定めたので、下記事項をご了知の上、今後の金融運営協議会の運営が一層円滑に行われるよう特段のご配慮をお願いします。

なお、「市町村農業金融運営協議会の運営要領について」（昭和43年7月9日付け、農経第887号）は廃止します。

おって、市町村で農業金融運営協議会に関する規程を定めた時は、その写しを農業経済課あて送付してください。

記

- 1 市町村農業金融運営協議会規程（準則）のおもな改正点は次のとおりである。
 - (1) 貸付対象者の選定等について審査、協議を行うに際して、資金借入申込農家等の事業内容、経営状況、改善計画の内容等に関係機関が了知のうえ十分検討し、その結果、貸付必要度の判定、最も適した資金の選別等が行えるよう、会議資料（審査表）を作成することとし、その様式例を定めた。
 - (2) 行政庁は融資機関が貸付適格認定、利子補給承認又は貸付決定等を行う場合に協議会における審査、検討の結果を十分参しゃくできるように、審査表の写しを借入申請関係書類に添付することとした。
- 2 協議会の運営に関する留意事項を別紙2のとおり定め参考に供することとした。

(別紙1)

市町村農業金融運営協議会規程（準則）

(目的)

第1条 ○○市（町村）における農業金融の適正かつ円滑な運営を図るため、「○○市（町村）農業金融運営協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、次に掲げる機関の関係者をもって組織する。

- (1) 市（町村）
- (2) 農業協同組合
- (3) 農業委員会
- (4) 農業改良普及所
- (5) ○○○○○
- (6) その他会長が認める者

2 前項に掲げる者のほか、必要な場合は、関係者を協議会に出席させ、その意見を聞くことができる。

(会長等)

第3条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、○○○○○をもってこれにあてる。
- 3 会長は、協議会の運営を総括し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故あるときは、○○がその職務を代理する。

(協議事項)

第4条 協議会は次に掲げる事項について協議し及び審査等を行う。

- (1) 制度資金（農林漁業金融公庫資金、農業改良資金、農業近代化資金、農業振興資金等をいう。以下同じ。）の需用把握に関する事項
- (2) 制度資金の貸付対象者の選定（資金の選別を含む。）
- (3) 貸付に伴う営農改善資金等に関する事項
- (4) 融資に伴う経営及び技術指導ならびに資金効果に関する事項
- (5) その他制度資金の円滑な融通に関する必要な事項

(会議)

第5条 協議会は会長が必要と認めたとき招集する。

- 2 協議会はそれぞれの関係から最低1人が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 会議の議事は原則として出席者全員の賛成によって決める。
- 4 会議の議事については、議事録を作成する。

(事務処理)

第6条 関係機関は、農業者等から資金借入の申込を受けたときは、農業制度資金貸付対象者選定審査表（別記様式、以下「審査表」という。）を作成し、会長に送付する。

- 2 貸付対象者の選定等について審査を行う場合は、審査表により行う。
- 3 会長は、協議会に置いて貸付対象者の選定等が行われたときは、その結果（貸付の適否、条件、意見等）を審査表に記入することにより、議事録にかえることができる。
- 4 関係機関は、制度資金の貸付認定等について申請する場合等にあつては、関係書類に審査表の写しを添えて提出する。

(経費)

第7条 協議会の運営について必要な経費の負担は関係機関が協議して定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は〇〇市(町村) 〇〇課でこれを行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、昭和 年 月 日から施行する。

(別紙2)

協議会の運営に関する留意事項

1 会議の運営について

会議の運営に当たっては各機関の意見が十分尊重されるよう金融事務担当者及び営農指導担当者を参加させるものとする。

2 協議事項について

次に掲げる事項については、それぞれに示した留意点を配慮のうえ、協議するものとする。

(1) 地域における資金需要の把握

ア 資金需要が県、市町村、農協等の策定する農業振興の方向に即したものであるか

イ 投資効果が十分期待できるものであるか。

ウ 市町村の利子補給、損失補償等の予算措置が可能であるか。

エ 農業協同組合等融資機関の資金供給が可能であるか。

オ 資金貸付後の営農指導等が適切に実施できるか。

カ 生産物の販売、資材の購入等の利用方法が有利に行えるか。

キ 関係機関の事務処理体制は整備されているか。

ク 農業者等の受入体制は整備されているか。

(2) 資金の貸付対象農業者等の選定（資金の選別を含む）

ア 営農計画及び資金使途が地域の農業振興方策及び営農指標等に即しているか。

イ 営農計画の達成、資金効果等が確実であると見込まれるか。

ウ 償還能力は確実であると見込まれるか。

エ 高年齢の者については後継者があるか。

オ 現在の農協利用状況及び今後の利用の可能性等はどうか。

（農業協同組合以外の融資機関から貸付を受ける場合を除く。）

カ 関係機関の指導等を受け入れる体制が整備されているか。

キ 借入を希望する資金がその農業者等の経営実態、改善計画、資金使途に即したものであるか。

ク その他各資金の取扱基準を定める条件に適合しているか。

3 借入農業者等の経営改善計画の達成を図るための指導について

(1) 協議会は構成員の中から指導班を設け年間指導計画及び指導分担等を定めるものとする。

(2) 指導班は経営改善計画の達成が図られるよう農業者の実情に応じた技術的、経営的指導を効果的に行うものとする。

(3) 指導班は定例会を開催し、経営改善計画達成上の問題点を検討し、必要ある場合には県等に連絡するものとする。

(4) 指導班は借入農業者の経営改善の実施状況を明かにするため、借入農業者に対して簿記の記帳を推奨するものとする。

4 事務処理について

(1) 関係機関は、それぞれにおいて、資金貸付事務を処理するに当たっては迅速、適正に処理し、適期に貸付が実行できるよう配慮するものとする。

- (2) 関係機関は、農業者等から資金借入の申込を受けたときは、農業制度資金貸付対象者選定審査表を作成し、協議会事務局に送付するものとする。
- (3) 協議会事務局は(2)の農業制度資金貸付対象者選定審査表をとりまとめのうえ、次の会議に提出するものとする。
- (4) 協議会事務局は、会議において貸付対象者の選定（資金の選別を含む）がなされたときは、その結果を農業制度資金貸付対象者選定審査表の写しを添えて関係機関に通知し、関係機関は、当該審査表の写しを借入申請関係書類に添付して貸付適格認定、利子補給承認又は貸付決定等の事務を処理するものとする。

5 関係機関の協力について

関係機関は、協議会において決定された事項について遅滞なく必要な措置を講ずるとともに、資金が制度の趣旨に即して、円滑かつ効率的に融通されるよう改善計画の作成に当たっての助言指導、資金貸付後における営農指導等について緊密な協調のもとに最善の努力を払うものとする。

農業制度資金貸付対象者選定審査表

(開催日: 年 月 日)

整理番号							
区分							
氏名 (年齢)							
借入希望資金名							
借入申込額 (千円)							
借入理由							
今後の営農方針							
(具体的に 事業内容)	施設等名						
	数量 (規模)						
	事業費						
家族数 (稼働人員, 延べ日数)	(人日)	(人日)	(人日)	(人日)	(人日)	(人日)	
経営規模	現況	目標	現況	目標	現況	目標	
	主な作目 (a)						
	施設家畜等 (m^2 頭羽数)						
収支計画	現況	目標	現況	目標	現況	目標	
	農業収入						
	農業支出						
	農業所得						
	農外所得						
農家所得							
償還計画	償還期間	年	償還可能額	年	償還可能額	年	
	償還年限						
既借入金等の種類, 金額及び償還計画							
審査ポイント	市町村農業振興方策への適否						
	投資, 効果営農計画の適否						
	営農指標等に即しているか						
	借入希望金額は適切か						
	資金貸付後営農指導等の実施の可否						
	法令に基づく許可届出等の状況						
	担保, 保証人, 債務保証等						
貸付必要度判定							
融資資金名							
融資機関							
特記事項・意見							

上記のと通りの審査結果であった。

金融運営協議会長

3 農業制度資金における所管等（住所地と事業地との関係）について

令和5年6月版

資 金 名	所 管 等（住所地と事業地との関係）
農業改良資金	所管は、原則として住所地としているが、事業実施の状況や営農指導の体制等を考慮して判断することとなる。事前に公庫等との調整が必要である。
スーパーL資金 スーパーS資金	経営改善資金計画の審査については、農業経営改善計画の認定を受けた市町村の特別融資制度推進会議で審査を受けることとなる（事業地）。
農業近代化資金	<p>1 認定農業者及び認定新規就農者については、それぞれ農業経営改善計画もしくは青年等就農計画の認定を受けた市町村の特別融資制度推進会議で審査を受けることとなる（事業地）。</p> <p>2 認定農業者及び認定新規就農者以外については、居住地あるいは事業地のどちらかで審査を受けてもよい。（この場合、市町村の利子補給や金融運営協議会について、関係市町村との調整が必要となる。）</p>
農業経営負担軽減支援資金	融資機関については、住所地、事業地の制限はないが、市町村、県地域振興局等普及担当部署、関係融資機関等の協力を得て、経営改善計画に沿った適時・的確な営農指導ができる体制が必要である。

※ 広域認定（基盤強化法第13条の2の規定に基づき、都道府県の知事又は農林水産大臣が行う農業経営改善計画の認定）が行われた場合は、広域認定に係る関係市町村のうち、借入希望者が主たる農業経営を行っている市町村に設置された推進会議において、対象とする資金の貸付の認定等を諮ることが望ましい。

※ 個別・具体の取扱いにおいて、不明な点については農業経済課金融係にご連絡ください。

4 審査上の留意点

令和5年6月版

1 要件審査

(1) 貸付対象者

- ア 年齢要件，経営規模等の要件を満たしているか。
- イ 法人の場合，貸付対象となっているか。

(2) 資金使途

資金の使途は適当か。

(3) 融資額及び融資率

- ア 特認（特定）
特認（特定）の適用により一般の貸付限度額以上の借入を行う場合，特認（特定）要件を満たしているか。
- イ 残高通算
貸付限度額の算定に当たって，既往貸付金と残高通算する資金は残高を確認すること。

(4) 償還期間及び償還額

所定の償還期間及び据置期間の範囲内であるか。

(5) 融資関連手続き

環境保全意見書の交付，生産調整手続き，農地転用許可等法令上の許認可手続きは経ているか。

(6) 補助残融資

- ア 国の補助残融資が認められない資金（農業改良資金）がある。
- イ 事業のうち補助事業対象部分とそれ以外の部分を区分した上で貸付限度額及び融資率を算定すること。
貸付限度額及び融資率の算定基礎となる金額
＝（補助事業対象部分の事業費－補助金額）＋補助事業対象外の事業費
＝総事業費－補助金額

(7) 法人の借入における意思決定

法人（任意団体を含む）が借入者である場合，総会，理事会等意思決定機関の承認を得ているか。

2 計画の妥当性（例）

	審査項目	審査内容
事業計画	1 過剰投資ではないか。	① 見積書，設計書で確認する。 ② 中古機械の更新の場合，下取りと称して実質は値引きを行っているときは，値引き金額を差し引いた事業費となっているか。 後年度にも投資を計画している場合，これも含めた計画としているか（資金計画に影響）。
	2 金額は適当か。	
	3 後年度の投資計画	
資金計画	1 自己資金	① 自己資金は準備されているか。 ② 自己資金を一般資金で別途借り入れる場合，資金繰りは問題はないか。安易に営農口座を利用していないか。 ① 償還期間は適当か。 ・融資対象物の耐用年数を勘案しているか。 ・償還可能な最短年数か。 ② 据置期間は適当か。（安易に据え置いていないか。） ・投資効果が翌年度からすぐに生じない場合（永年性作物の新植等の場合），公害防止施設等所得の増加が図られない投資である場合等，据置期間を設定する合理的な理由があるか。 十分な経済余剰が確保できる償還計画であるか。 他の資金の方がより適切ではないか。
	2 償還計画	
	3 経済余剰の確保	
	4 資金の選択	
経営計画	1 経営資源の整合性	① 経営面積，労働力，農業用機械の能力，畜舎等施設の収容規模等から判断して無理のない投資計画か。 ② 関連投資の必要はないか。 ① 農業所得を算定するに当たって，所得率を用いている場合，実績等に基づいた妥当な数値か。 ② 年度ごとに経費及び収入が変動する場合（果樹の新植等）の農業所得は，所得率を用いずに収入及び支出をそれぞれ積み上げて算定する必要はないか。 ① 本人の実績，市況等を勘案した実現可能な数値か。 ② 単に地域平均値等の指標を用いていないか。 ③ ローテーションの関係による出荷頭羽数や，連作障害防止のための作付面積の減少などを考慮しているか。 ④ 酪農部分のヌレ子，採卵鶏部門の廃鶏等副産物収入が見込まれる場合，その数量，価格は妥当か。 ① 規模拡大に伴う経営費の増加を適切に見込んでいるか。 ② 耐用年数経過後の機械の更新などに要する費用を計上しているか。 ③ 年回転数，販売頭羽数，常時飼養頭羽数，平均飼育日数等項目間の整合性がとれているか。 ④ 各種指標が目標と実績で異なる場合，その実現は技術的に可能か。
	2 所得率の採用	
	3 粗収入 (ア)単収及び単価 (イ)作付け面積等経営規模の変動 (ウ)副産物収入	
	4 農業経営費 (ア)経費増加分の計上 (イ)更新投資等の計上 (ウ)生産指標，技術指標	
その他	1 農外収入	規模拡大に伴い農業従事日数が増加した場合，農外収入は減少しないのか。 ① 必要十分な額を計上しているか（単に食費のみを計上していないか）。 ② 将来の家族構成の変化，子供の進学等を見込んでいるか。
	2 家計費	

3 償還期間及び償還額の算定方法

(1) 償還期間

(例) 令和5年7月1日借入（貸付実行）

7年償還（うち2年据置），年賦償還

約定償還日 毎年12月20日 の場合，

- ① 償還第1回目：令和7年12月20日（令和5年12月20日，令和6年12月20日は据置期間）
- ② 償還最終回：令和11年12月20日……償還回数5回

(2) 償還金額

制度資金の償還方法には，元金均等償還と元利均等償還がある。

元金均等償還とは毎回の償還のうち元金が均等である償還方法であるのに対して，元利均等償還とは元金と利息を合わせた償還額が毎回同額である償還方法である。

元金均等償還は元利均等償還と比較して，元金を早く返済するため，元利あわせた総支払額が低くなる一方，償還初期の負担が重くなる。元利均等償還は1回あたりの支払額が一定のため，支払額を把握しやすい。

(例) 100万円を5年の年賦で償還する場合（金利は年利5%とする）

	元 金 均 等 償 還				元 利 均 等 償 還			
	償 還 前 元 金	償 還 額			償 還 前 元 金	償 還 額		
		元 金 償還額	利 息	計		元 金 償還額	利 息	計
1年目	1,000,000	200,000	50,000	250,000	1,000,000	180,974	50,000	230,974
2年目	800,000	200,000	40,000	240,000	819,026	190,023	40,951	230,974
3年目	600,000	200,000	30,000	230,000	629,003	199,524	31,450	230,974
4年目	400,000	200,000	20,000	220,000	429,479	209,501	21,473	230,974
5年目	200,000	200,000	10,000	210,000	219,978	219,978	10,996	230,974
計				1,150,000				1,154,870